

保護者の皆様へ

小学校の「情緒障害等通級指導学級」が 「特別支援教室」に変わります

平成 28 年度から「特別支援教室」での指導を開始します。

現在、小学校の通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童のうち、発達障害（自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害、学習障害等）の児童の一部は、在籍学級における授業の一部を抜けて、他校に設置された情緒障害等通級指導学級で指導を受けています。

東京都教育委員会は、こうした児童が在籍校で指導が受けられるように『平成 28 年度以降、全小学校に「特別支援教室」を設置し、準備が整った区市町村から順次、巡回指導教員による巡回指導を開始する。』という方針を示しました。

これを踏まえ、八王子市では平成 28 年度から 30 年度までの 3 か年で全小学校への「特別支援教室の設置」を進めます。

現在の通級指導学級体制

通級指導学級設置校に児童が通級し、指導を受ける。



● 他校通級における課題

- ・他の小学校での指導のため、在籍学級担任と通級指導学級の担当教員の緊密な連携が図りにくい。
- ・他校への移動中も含め、在籍学級での授業が受けられない時間が多くなる。
- ・保護者の送迎が必要である。

今後の特別支援教室体制

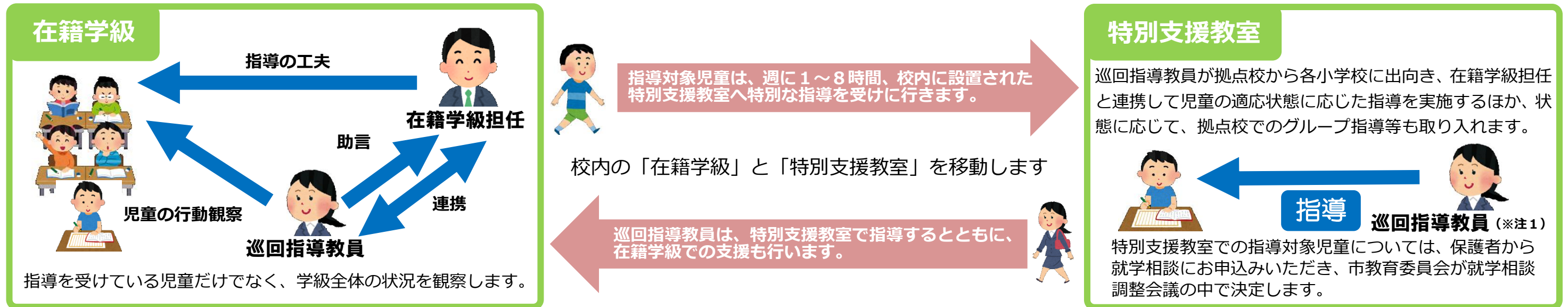
全ての公立小学校に特別な指導を行う教室を設置し、教員が巡回して指導する。



「特別支援教室」導入により期待される効果

- ・これまでの通級指導学級による指導を全ての小学校で実施することで、より多くの児童が支援を受けられるようになり、在籍校での個別指導や小集団指導を通して、児童の学力や在籍学級における集団適応能力の伸長が図られる。
- ・在籍学級担任と巡回指導教員との連携が緊密になり、指導内容の充実が図られる。
- ・教職員や保護者が指導の内容を知る機会が増え、理解が図られる。

各小学校における指導・支援の体制



特別支援教室の導入を円滑に行うため、新規に特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行います。

新規 **特別支援教室専門員（都・非常勤）** ※注2

巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整や課題に応じた教材の作成、児童の行動観察や記録を行います。

新規 **臨床発達心理士等（都・巡回）** ※注3

児童の行動観察を行い、障害の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言します。

「特別支援教室」で行う指導内容（一例）

対象

通常の学級に在籍する知的な遅れを伴わない発達障害等（自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害、学習障害等）または情緒障害で、通常学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童。

障害の種別	自閉症スペクトラム（ASD）	注意欠陥多動性障害（ADHD）	学習障害（LD）
どんな障害？	他人との社会的関係の形成が困難、言葉の発達に遅れがある、興味や関心が狭く特定のものにこだわる、といった特徴があります。知的障害を伴うものと伴わないもの（アスペルガー症候群、高機能自閉症）がありますが、診断基準が改訂され、包括的に自閉症スペクトラムとなりました。特別支援教室は知的障害のないお子さんが指導対象となります。	注意力が散漫な注意欠陥や、じっとしてられないなどの多動性、衝動的に行動するといった特徴があります。 ・不注意が優位なタイプ（ADD） ・多動性、衝動性が優位なタイプ（HD） ・両方の特性を併せ持つタイプ（ADHD） このようなことはどんな子どもにも見られますが、それが長く続くと、学校生活や社会的な活動上で著しい困難を示す状態となります。	基本的には全般的な知的発達の遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示すものです。小学校まで気づかれる場面は少ないものの、説明がわからなかったり形の認知が出来なかったりで苦しんでいることがあります。また、学習が困難なのは特定分野だけなので、それ以外はできることが多く、その差が大きいほど努力が足りない、怠けていると誤解されることがあります。
学習場面で現れる課題【例】	◆コミュニケーションがうまく図れない。 ◆相手の立場になって考えることが難しい。 ◆興味や関心が偏る。 ◆比喩や冗談が理解できない。	◆注意を集中し続けることが難しい。 ◆授業中に席を離れたり、質問が終わらないうちに出し抜けてに答えてしまったり、他の人がしていることを邪魔してしまう。	◆話すこと、音読することが苦手。 ◆書くこと、筋道を立てて文章を作ることが苦手。 ◆暗算や筆算、数の概念を理解することが苦手。

【注1】 これまでの通級指導学級の担当教員が「巡回指導教員」という名称に変わります。

【注2】 特別支援教室専門員は、特別支援教室導入校に配置します。

【注3】 臨床発達心理士等とは、「臨床発達心理士」、「特別支援教育士」、「学校心理士」のいずれかの資格取得者であり、特別支援教室導入校を巡回します。

平成 28 年度から順次設置、指導を開始します。

拠点校：今まで情緒障害等通級指導学級があった小学校です。

巡回指導教員の勤務する拠点として、それぞれの巡回校を受け持ちます。

巡回校：新たに校内に「特別支援教室」を設置し、巡回指導教員が来てそこで指導が受けられます。

特別支援教室の設置と拠点校・巡回校のグループ 一覧

※（ ）の中の数字はその学校に正式に特別支援教室ができる年度を表しています。

現在、巡回対象でない拠点校に通級している場合には、平成30年度の全校設置完了までの中で、お子さんの状態やご事情に合わせて柔軟に対応させていただきます。詳しくは市教育委員会へご相談ください。

拠 点 校	巡 回 校	拠 点 校	巡 回 校
第三小 (29)	山田小(29)、第七小(30)、 第一小(30)、第二小(30)	片倉台小 (28)	由井第二小(28)、みなみ野小(29)、 由井第三小(30)
第八小 (28)	小宮小(28)、高倉小(29)、 宇津木台小(29)、大和田小(30)、 加住小(30)	高嶺小 (28)	中山小(28)、みなみ野君田小(29)、 七国小(30)
第九小 (28)	清水小(28)、松枝小(29)、 第十小(30)、中野北小(30)	浅川小 (28)	東浅川小(28)、館小(29)、 第五小(30)、高尾山学園(30)※
船田小 (28)	横山第二小(28)、城山小(29)、 長房小(30)、横川小(30)	松が谷小 (28)	鹿島小(28)、由木東小(29)、 秋葉台小(30)
梶田小 (29)	緑が丘小(29)、横山第一小(29)、 散田小(30)	南大沢小 (29)	別所小(29)、柏木小(30)
元木小 (29)	美山小(29)、恩方第一小(30)、 恩方第二小(30)、上川口小(30)、 川口小(30)	宮上小 (29)	愛宕小(29)、長池小(30)
楢原小 (29)	陶鎔小(29)、元八王子東小(30)、 上巻分方小(30)、式分方小(30)、 元八王子小(30)	下柚木小 (29)	由木中央小(29)、松木小(30)
由井第一小 (29)	長沼小(29)、第四小(29)、 いずみの森小(30)	上柚木小 (28)	鑓水小(28)、由木西小(29)

お問い合わせ

●特別支援教室の制度について

八王子市教育委員会 学校教育部教育支援課 支援教育担当 電話 620-7446

●特別支援教室への就学に関する相談について

学校教育部教育支援課 相談担当(就学相談) 電話 664-7524

●教育内容・指導について

学校教育部指導課 指導主事 電話 620-7412

発達障害の理解に向けて

東京都教育委員会 調査結果

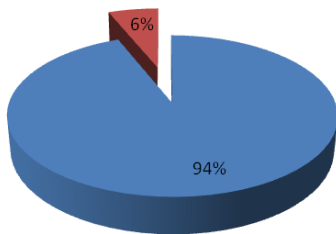
平成 26 年 8 月に東京都教育委員会が全区市町村教育委員会に実施した小学校の通常の学級における特別な支援を必要とする児童に関する調査の結果です。

通常の学級の児童数 a	発達障害の児童の総定数 b	在籍率 b/a	通級で指導を受けている児童数 c	支援率 c/b	bのうち一部特別な指導が必要な児童数	割合 d/b
552,897 人	33,661 人	6.1%	6,209 人	18.4%	16,445 人	48.9%

通常の学級に在籍する発達障害の児童の割合

通常学級の児童数 (人)	発達障害児童の想定数 (人)
552,897	33,661

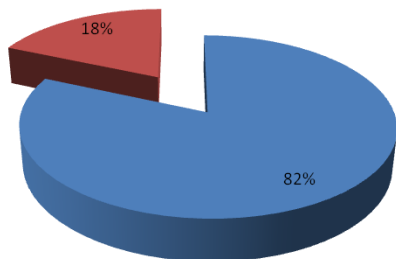
- 通常の学級に在籍する発達障害の児童の割合 通常学級の児童数 (人)
- 通常の学級に在籍する発達障害の児童の割合 発達障害児童の想定数 (人)



通級指導学級で特別な指導を受けられていない児童の割合

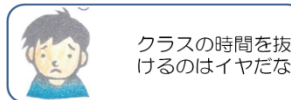
発達障害の児童の想定数 (人)	通級で指導を受けている児童数 (人)
27,452	6,209

- 発達障害の児童の想定数 (人)
- 通級で指導を受けている児童数 (人)

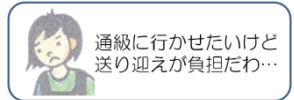


発達障害の支援を必要とする児童は、程度の差はあるものの、どの小学校にも在籍しています。そうした児童の中には、在籍学級（普段いるクラス）の授業から一部分抜けて、「情緒障害等通級指導学級（以下通級指導学級といいます）」で特別な指導を受けている場合があります。

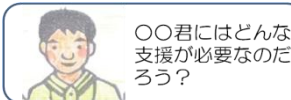
通級指導学級は、市内70校の小学校のうち16校に設置してあり、校内に設置されていない場合は他校に通級しなければならないために、保護者や児童自身、先生方にはこのような課題がありました。



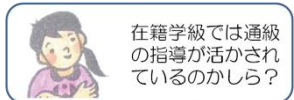
児童・生徒



保護者



クラス担任



通級担任

特別支援教室は、こうした課題にも取り組み、お子さんや保護者の不安や負担を少なくすることを進めていきます。

例えばどの学校にもこんな課題を抱えている子がいます。

じっとしてられない

忘れ物が多い

言われている意味が
分からない

自分勝手だと
勘違いされやすい



何回注意されても同じことを
繰り返す

つい周りの子に嫌なことを
言ったり、叩いたりしてしまう

行動の切り替えが難しく
新しい環境に慣れない

勉強はわかるけど、書いたり
読んだりすることが苦手

お子さんの障害や特性によってこのように特別支援教育の選択ができます。

小学校入学
「特別な支援が必要かな？」

知的な遅れがある

都立特別支援学校
●知的障害

特別支援学級
(固定制)
●知的障害

知的な遅れはない

通常学級

でも…

知的を伴わない自閉症やADHD等の診断がある
保育園や幼稚園で支援を受けていた
構音や吃音で困り感がある
聞こえ難さ、補聴器の使用がある

特別支援教室、特別支援学級、特別支援学校に通うための
ご相談は
教育センター 就学相談
でんわ 664-7524
見学や体験もしながら、お
子さんに合った支援を一緒
に考えましょう

その他の
都立特別支援学校

●肢体不自由
●視覚障害 (盲)
●聴覚障害 (ろう)

●情緒障害等
=特別支援教室
●言語障害 (ことば)
●難聴 (きこえ)
=特別支援学級 (通級)